

## 社会福祉法人柏翔会 役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人柏翔会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財務上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬の総額は、年間50万円以内とする。

- 2 この法人の理事長の報酬月額額は30,000円とする。理事長を除く役員には、経営する認定こども園が開園するまでは原則として支給しない。

(費用弁償の業務)

第5条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は随時監査
- (3) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第6条 理事長には、園内行事及び各種会合に出席の費用弁償として、月額5,000円を支給する。

- 2 理事長を除く役員及び評議員には、前条(1)及び(2)の業務の場合は、費用弁償として出席1回につき1,000円を支給する。
- 3 前条(3)の場合は、費用弁償として別に定める「出張旅費規程」を準用して、交通費、旅費（宿泊費含む）等を支給する。
- 4 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第5条(1)と(2)の業務の

場合は、この規則は適用しない。ただし、やむを得ず当該兼務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(公表)

第7条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は平成29年6月16日から施行する。